

# 令和8年度山形県介護生産性向上総合支援センター事業基本仕様書

## 1 目的

介護現場の人手不足が深刻化する中で、介護事業所向けにワンストップ型の相談窓口等の機能を持つ「山形県介護生産性向上総合支援センター」を設置し、介護現場の介護生産性向上を推進し、介護職員の負担軽減を促すことで、介護分野の魅力向上や介護人材の確保を図っていく。

## 2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 3 委託業務の概要

### (1) 相談窓口の設置

- ① 相談員を配置し、介護事業所からの生産性向上の取組等に関する相談等に対して助言を行う。
- ② 対面及び電話による相談日は週4日程度（土日祝日等を除く）とし、相談時間は午前9時から午後5時まで対応し、電子メール、FAX等による相談は毎日24時間受け付けること。
- ③ 人材確保や事業所の経営面での相談、魅力発信、テクノロジーの活用等による業務改善等、センターで直接支援できる相談ではないものの場合には、山形県内における関係する事業（事業内容、事業実施機関等）を紹介する等の対応を行う。
- ④ 介護ロボットの開発業者からの相談に対しても、厚生労働省委託事業（令和7年度においては、「都道府県における生産性向上の取組に関する調査及び普及支援（中央管理事業）」）の受託者を紹介する等の対応を行う。
- ⑤ オンラインの相談受付フォームを設置するなど、常時相談可能な体制を構築すること。
- ⑥ 県が実施する介護テクノロジー導入等を支援する補助事業への申請を希望する事業者からの、相談を受けるとともに、申請に係る書類等の事前審査を行うこと。

### (2) 伴走支援等の実施

- ① 受託者は、県内の介護事業所からモデル施設として施設サービス、居宅サービス等のサービス種別等のバランスを考慮しながら4事業所程度を選定し、個別に専門家を3～5回程度派遣し、生産性向上の観点から以下の業務を行うものとする。
    - ア 課題分析
    - イ 業務改善策の検討
    - ウ 業務改善策の遂行
    - エ 効果検証
  - ② 支援を実施する事業所からの相談等については、隨時受け付けること。
  - ③ 実施事業所の募集及び選定にあたっては、県と連携して行う。
  - ④ エの「効果検証」終了後、30日以内に、実績報告書（任意様式）を作成し、県に提出すること。
  - ⑤ 伴走支援の成果報告会を、令和8年度中に開催すること。
- ### (3) 介護テクノロジー機器の展示
- ① 介護テクノロジー機器の展示を行うこと。展示の方法は、センター内への常設展示、又は、開発企業等を集めた出張展示とする。  
出張展示の場合は、内陸地域及び庄内地域で各1回以上、年間2回以上行うこと。
- ### (4) 試用貸出の実施
- ① 介護テクノロジー機器を活用した生産性向上の取組を行おうとする介護事業所からの希

望に応じて、機器の試用貸出を実施すること。

なお、貸出期間は2週間～2か月程度とする。

- ② 介護テクノロジー機器の貸し出しを行った介護事業所に対して、アンケートを実施すること。

#### (5) 研修会の実施

- ① 介護現場における生産性向上の取組の普及を目的として、生産性向上に関する取組み手法の説明や双方向型のワークショップ、地域の先進的な事業所による取組事例の紹介、職員の負担軽減につながる介護技術講習等による、研修会を実施すること。

研修は、内陸地域及び庄内地域で各1回以上、年間2回以上行うこと。

- ② 県の補助事業を活用した介護テクノロジー導入を検討する事業者に対して、介護テクノロジーの効果的な導入・活用を促進するために、補助事業の説明会を開催すること。

### 4 関係機関等との連携、情報収集及び提供

事業の運営にあたっては、他都道府県に設置されているセンターや、厚生労働省、市町村等の関係機関等との連携に努めること。

また、厚生労働省事業で実施するセンター向け勉強会や地域ブロック向け担当者連絡会等に積極的に参加するなどして、国の動向や、生産性向上に関する事業の情報を収集し、介護サービス事業所に提供すること。

### 5 広報活動

山形県介護生産性向上総合支援センターの所在地、電話番号、事業内容等を広く介護サービス事業所に知らせるため、広報紙やホームページなどを活用し、積極的な広報活動を行うこと。

### 6 窓口相談で使用する場所の確保及び設置場所

窓口相談で使用する場所については、受託者が確保し、山形県内に設置するものとする。

### 7 留意事項

- (1) 受託者は、個人情報取扱事務に従事している者に対し、当該個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。当該職員が退職後にあっても同様とする。
- (2) 受託者は、業務従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。